

2 雇用形態の変化と家計

ここまでで見てきた雇用形態の変化がマクロ的な失業率や家計行動に及ぼす影響について、主に国際比較を通じて考えよう。ただし、非正規雇用の増加は制度面の変化に産業構造や企業、雇用者の選好の変化が加わって生じた結果であり、制度面の影響のみを別途取り出して把握しておくことも必要である。そこで、非正規雇用比率に加え、雇用保護規制の度合いを示す国際比較指標を紹介した上で、具体的な分析を進めよう。

●非正規雇用の増加は先進国で広く見られる傾向

非正規雇用の増加は、我が国だけの特徴ではない。先進国でおおむね共通して見られる傾向である。定義の違いから厳密な比較は困難であるが、ここでは、2種類の指標を用いて先進主要国の動向を調べてみよう（第3-1-10図）。

第一が、OECDでまとめている臨時雇用（temporary employment）の比率である。この比率は、2007年について見ると、アメリカ、英国を除く各国でほぼ同水準である。また、これらの国では1997年から2007年にかけて比率が上昇している。アメリカ、英国ではもともと雇用に対する規制が緩いため、臨時雇用という形態の発展をそれほど必要としなかった可能性がある。この点は別途やや詳しく検討する。

第二が、民間の団体がまとめている派遣労働者（temporary agency worker）の比率である。これを見ると、2007年では英国で最も高く、次いでオランダ、フランスなどの順になっている。日本は中位であり、北欧諸国では低めになっている。97年からの変化を見ると、どの国でも比率が上昇している。

このように、非正規雇用の比率やその変化について、我が国の状況は国際的に見て特異なものではないことが分かる。

●我が国労働市場の規制緩和は非正規雇用中心

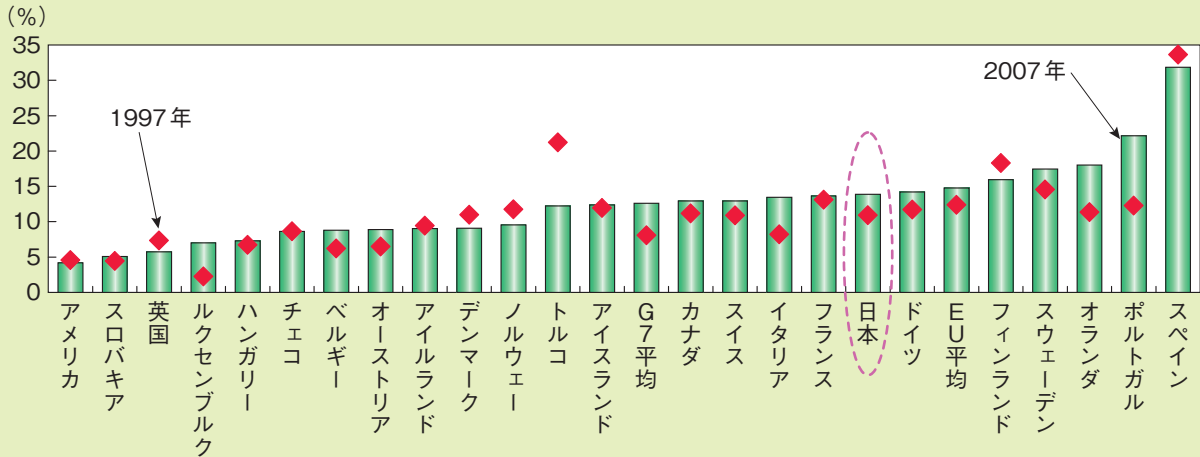
次に、雇用に関する制度的枠組みを国際的に比較するための指標として、OECDが作成した雇用保護指標（Employment Protection Legislation indicator, EPLという）を紹介しよう。これには、第一指標（version 1）と第二指標（version 2）がある⁴。第一指標は、常用雇用と臨時雇用に関する規制の強さを総合したものであり、第二指標はこれに集団解雇に関する規制の強さを加味したものである。このうち臨時雇用の部分を構成する指標を詳しく見ると、まず、「有期雇用」と「労働者派遣事業」に大別され、前者は有期雇用契約の使用の有効条件、最大連続更新回数、最長連続累積期間、後者は合法的な使用業務の種類、更新回数の制限、累積最

注 (4) なお、2009年6月には、OECDのワーキングペーパー（Venn（2009））において、正規雇用者と派遣労働者の平等な取扱いなどの要素について新たに加味した第三指標（version 3）が作成、公表されている。

第3-1-10図 先進各国における非正規雇用者比率

(1) 雇用者に占める臨時雇用者の比率

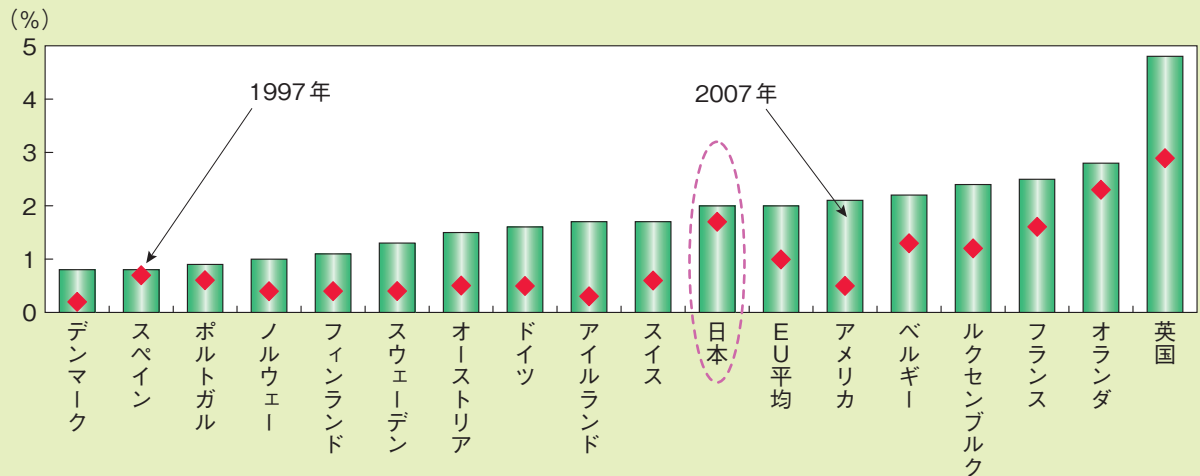
この10年間で、主要国の多くで臨時雇用者の比率は上昇



(備考) 1. OECD “OECD. Stat” により作成。
2. アメリカは2005年の値。それ以外の国は2007年の値。

(2) 雇用者に占める派遣労働者の比率

派遣労働者についても、各国で比率が上昇



(備考) Eurociett & SEO Economic Research, University of Amsterdam 資料により作成。

長派遣期間からなっている。数字が大きいほど、保護の度合いが大きいことを意味する⁵。

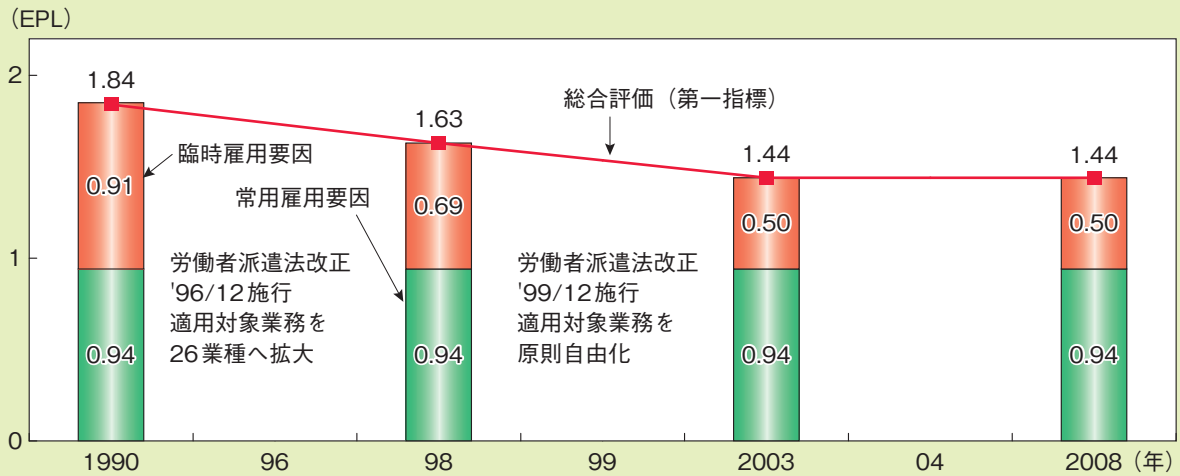
では、実際に日本の雇用保護指標はどうなっているのだろうか(第3-1-11図)。90年から2003年の変化では、第一指標は小さくなっている。これは、保護が緩んだことを示すが、その主因は臨時雇用要因にある。すなわち、96年の労働者派遣法改正による適用業種拡大や99年改正による適用業務の原則自由化など、非正規雇用に関する制度変化が原因となって指

注 (5) なお、雇用保護指標は、雇用保護の強さについて各国比較を行うため、一定の前提を置いて計算されたものであり、雇用保護に関する制度や実際の運用につき、考慮されていない要素もあることに留意が必要である。具体的には、雇用保護に向けての企業の自主的な取組み、労使の対応、これに対する政府の支援(助成金等)などは、評価の対象とされていない。

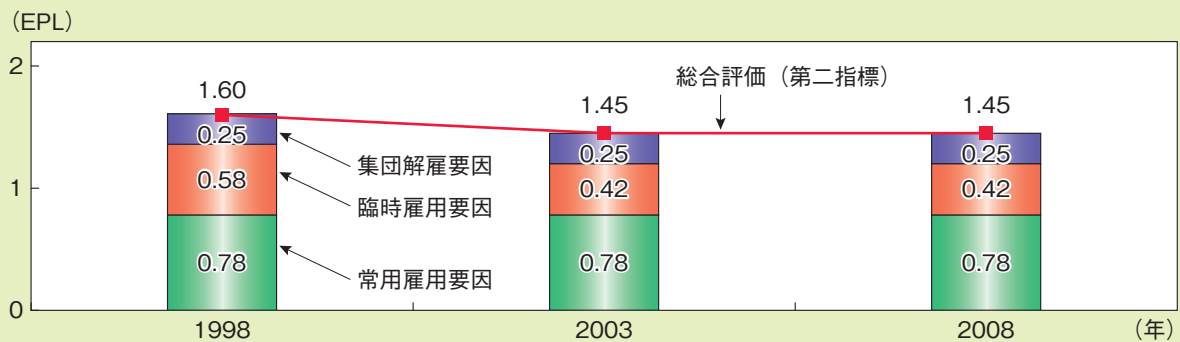
第3-1-11図 我が国の雇用保護指標（EPL）の推移

日本の雇用保護指標は臨時雇用要因の低下を主因として低下傾向

(1) 個別解雇のみの雇用保護指標（第一指標）の推移と代表的労働市場改革



(2) 集団解雇を含む雇用保護指標（第二指標）の推移



- (備考) 1. OECD “Online OECD Employment database” により作成。
 2. 各要因の数値は総合評価と一致させるため、OECDの計算方法により原数値を補正しており、第一指標ではそれぞれに1/2、第二指標では集団要因に2/12、常用要因に5/12、臨時要因に5/12を乗じてある。詳細は付表3-1を参照。

標が低下しているようである。また、98年から2003年では、集団解雇要因が変化していないため、第二指標の低下は第一指標と同様に臨時雇用要因の低下で説明ができる。2003年から2008年にかけては、両指標ともに変化していない。

●我が国の雇用保護規制はOECD諸国の中ではやや緩め

次に、他のOECD加盟国と比べた場合、我が国の雇用保護の度合いはどう評価されるだろうか。2008年の第二指標で見てみよう（第3-1-12図）。

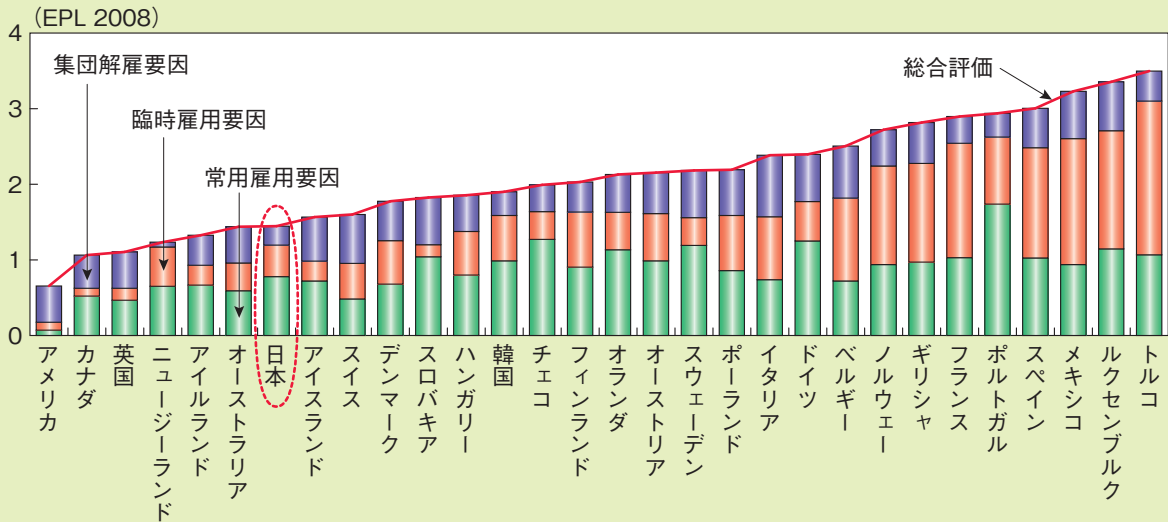
第一に、我が国の第二指標は、アメリカや英国などアングロサクソン諸国より高く、イタリア、ドイツ、フランスを含む大陸欧州諸国や北欧諸国より低い。全体の中では中位よりやや雇用保護が緩めである。その原因は、主に集団解雇要因が著しく小さいことにある。これは、我が国では、一定数以上の雇用者を解雇する際の追加的規制がほとんどないことによる。

第3-1-12図 雇用保護指標の国際比較

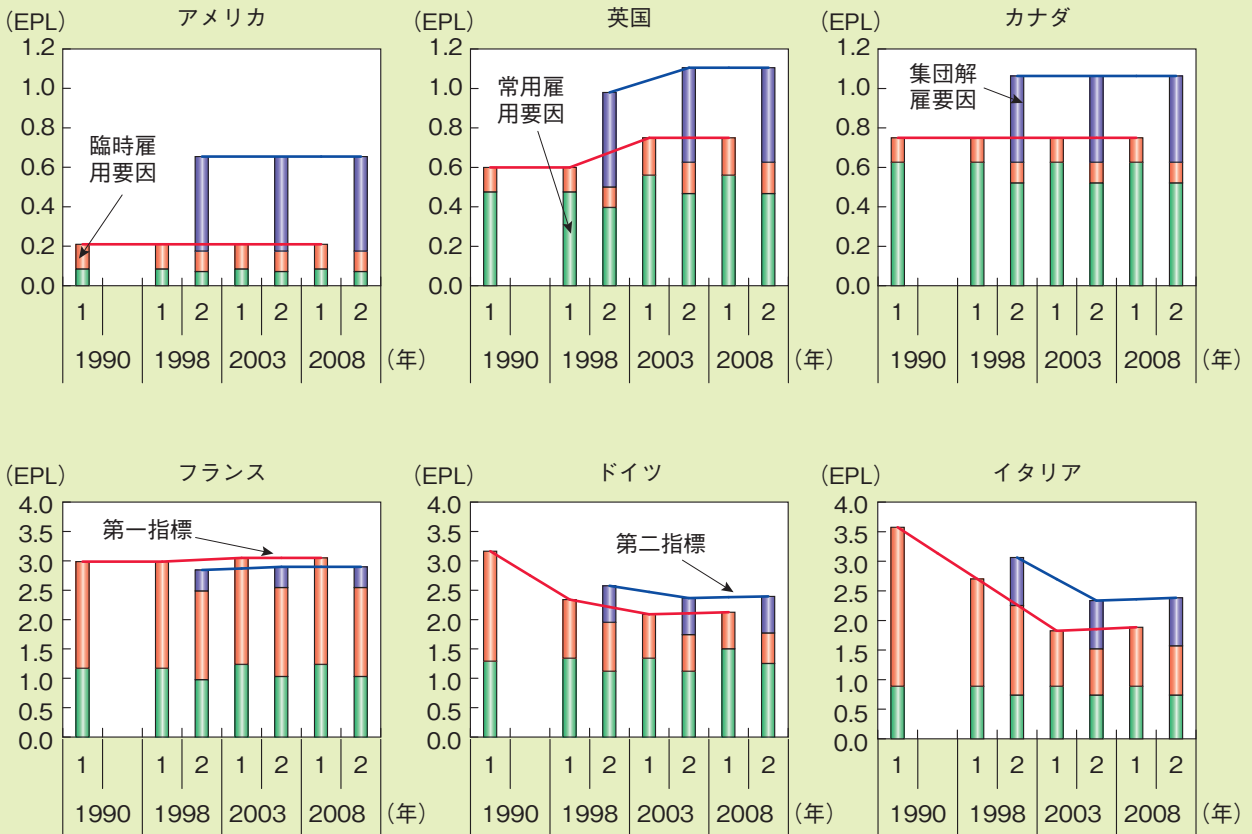
アングロサクソン諸国は低く大陸欧州諸国は高めであるが、日本はその中間に位置

(1) OECD 諸国による雇用保護指標の比較

アングロサクソン系は低く欧州系は高めであるが日本は中位以下



(2) 我が国以外のG7諸国の雇用保護指標の時系列推移



(備考) 1. OECD “Online OECD Employment database” により作成。
 2. (1) は第二指標の2008年の値を使用。(2) の1は第一指標を、2は第二指標を表す。
 3. 各要因の数値は総合評価と一致させるため、OECDの計算方法により原数値を補正しており、第一指標ではそれぞれに1/2、第二指標では集団要因に2/12、常用要因に5/12、臨時要因に5/12を乗じてある。詳細は付表3-1を参照。

第二に、常用雇用要因では、我が国は大陸欧州諸国並みであり、やや保護が厳しいグループに入る。これは、常用雇用者に対する解雇が比較的困難な仕組みとなっていることによる。なお、時系列で見ると、日本と同様に、主要国の常用雇用要因はほとんど変化していない。

第三に、臨時雇用要因は、我が国はオランダやデンマークなど、大陸欧州諸国や北欧諸国の中でもこの分野での規制が緩い国と同程度である。すなわち、アメリカや英国よりは厳しく、フランス、ドイツ、イタリアなど主要な大陸欧州諸国より緩い。なお、ドイツやイタリアでは、時系列で見てこの指標が大きく低下しており、我が国以上に規制緩和が進んでいる。

(2) 雇用保護規制と雇用形態、失業

以上で非正規雇用の増加は多くの国で見られること、雇用保護規制を見ると我が国はやや緩めであり、常用雇用に対する規制は中位よりやや上で、臨時雇用に対する規制は中位よりやや下であることが分かった。そこで以下では、雇用保護規制の緩和や非正規雇用の増加が、失業のリスク、家計貯蓄に及ぼす影響について考えよう。

● 厳しい雇用保護規制は非正規雇用比率を高める傾向

雇用保護規制の度合いは、雇用形態の変化とどのように関係するだろうか。前述のとおり、アメリカや英国では臨時雇用比率がそれほど高くなかった。これは、これらの国では雇用保護が全般的に緩いため、労働市場の柔軟化のために臨時雇用という形態に大きく依存する必要がなかったとも解釈できる。こうした関係が、広くOECD諸国一般に当てはまるかを調べよう(第3-1-13図)。結果は以下のように要約できる。

第一に、予想されたとおり、雇用保護規制が厳しい国ほど非正規雇用比率が高い、という傾向が観察される。

第二に、我が国は雇用保護規制の度合いはやや緩めであるが、非正規雇用比率はそれから平均的に予想される水準より高めである。

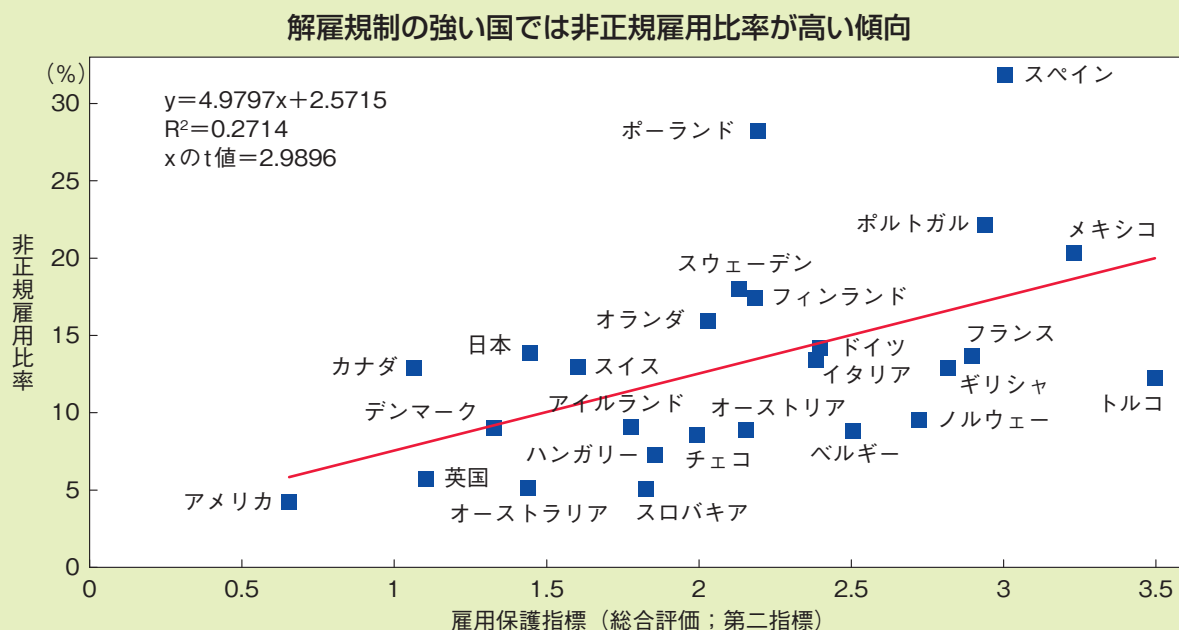
第三に、ドイツ、イタリアなどの主要な大陸欧州諸国で、雇用保護規制の度合い、非正規雇用比率がともに高い。一方、アメリカ、英国などは雇用保護の度合いは緩いが、非正規雇用比率はそれから予想される水準より低めである。

なお、雇用保護指標のうち常用雇用要因と集団解雇要因のみを用いた場合でも、非正規雇用比率との間に同様の関係が見られる。

● 厳しい雇用保護規制は平均失業期間を高める傾向

次に、雇用保護規制の度合いが失業にどう影響するかを考えよう。雇用保護規制は、失業率と直接関係するわけではない。失業率は、雇用保護規制の度合以外にも、景気の動向(需要不足失業)や労働市場における情報の不足(摩擦的失業)や失業保険制度など、様々な要因に

第3-1-13図 雇用保護規制の度合いと非正規雇用比率



- (備考) 1. OECD “Online OECD Employment database”、“OECD. Stat”により作成。
 2. 非正規雇用比率について、オーストラリアは2006年の、ギリシャは2003年の、メキシコは2004年の、アメリカは2005年の値を使用。それ以外は2007年の値を使用。
 3. 雇用保護指標は2008年の値を使用。
 4. 回帰式の雇用保護指標の係数は、1%有意であった。

よって決定されるからである。しかし、雇用保護規制は一旦失業プールに入った者にとって、再雇用の壁として働き、長期の失業リスクには影響を及ぼす可能性がある。そこで、各国の平均失業期間⁶を推計した上で、雇用保護指標との関係を調べよう（第3-1-14図）。

平均失業期間について各国を比べると、一般的な傾向として、ドイツ、フランス、イタリアなどの大陸欧州諸国で長く、アメリカ、カナダなどのアングロサクソン諸国で短い。日本はその中間である。

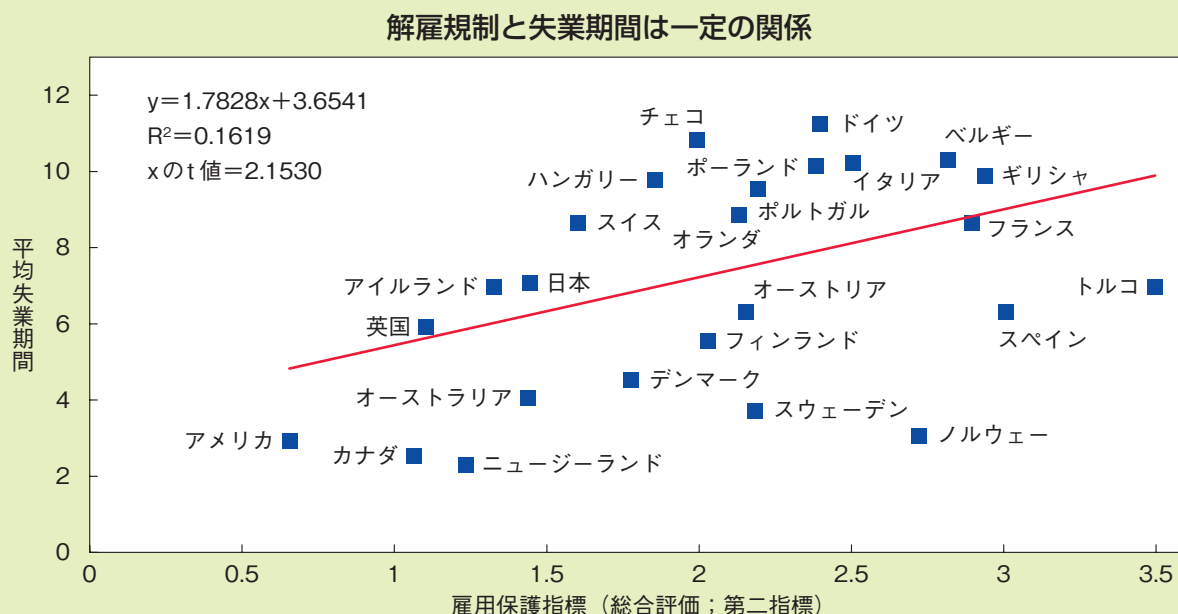
雇用保護指標と平均失業期間をプロットすると、予想されたとおり、雇用保護の度合いが高くなると平均失業期間が長くなる様子が見られる。大陸欧州諸国では雇用保護規制が厳しく、平均失業期間が長い一方、アメリカやカナダでは規制が緩く平均失業期間が短くなっているものと考えられる。

● 常用雇用と臨時雇用の保護度合いの差による影響は不明確

「正規雇用は守り、非正規雇用は守らない」という制度の二極化がある場合、非正規雇用に失業リスクがしわ寄せされる可能性がある。こうした可能性の存否を調べるため、ここでは、雇用保護指標の常用雇用要因と臨時雇用要因がそれぞれ平均以上にあるか、それとも平均

注 (6) なお、平均失業期間についても、失業保険制度の給付期間の影響を受けると考えられる。

第3-1-14図 雇用保護規制の度合いと平均失業期間



- (備考)
1. OECD “Online OECD Employment database”、“OECD. Stat”により作成。
 2. 平均失業期間は2007年の失業期間別失業者比率から内閣府にて試算。計算方法は、失業期間別に1か月未満を0.5、1～3か月を2、3～6か月を4.5、6～12か月を9、1年以上を18とし、それぞれの割合を乗じた。
 3. 平均失業期間が極端に短かった韓国とメキシコを含んでいない。
 4. 雇用保護指標は2008年の値を使用。
 5. 回帰式の雇用保護指標の係数は、5%有意であった。

以下に位置するかという点に着目し、OECD諸国を4つのグループに分ける。その上で、若年失業率や平均失業期間にグループによる差があるかを見よう（第3-1-15図）。

第一に、若年失業率については、ドイツやオランダという両要素に差がある諸国において顕著に高いという関係は認められない。むしろ、単に雇用保護指標全体や臨時雇用要因が高い諸国において、若年失業率が相対的に高くなるという傾向が見られる。

第二に、平均失業期間を見ても、両要素に差がある諸国で特定の傾向があるわけではない。むしろ、両要素ともが低い諸国、すなわちアングロサクソン諸国を中心に、顕著に平均失業期間が低くなっている傾向が見られる。これらの国では、失業給付などが手厚くないケースが多く、長期失業の状態を続けることが困難なことが反映されている面もあろう。

以上の検証からは、正規と非正規雇用者の間の法的保護の差が、非正規雇用者の失業リスクを高めているという証拠は不明確であることが分かる。

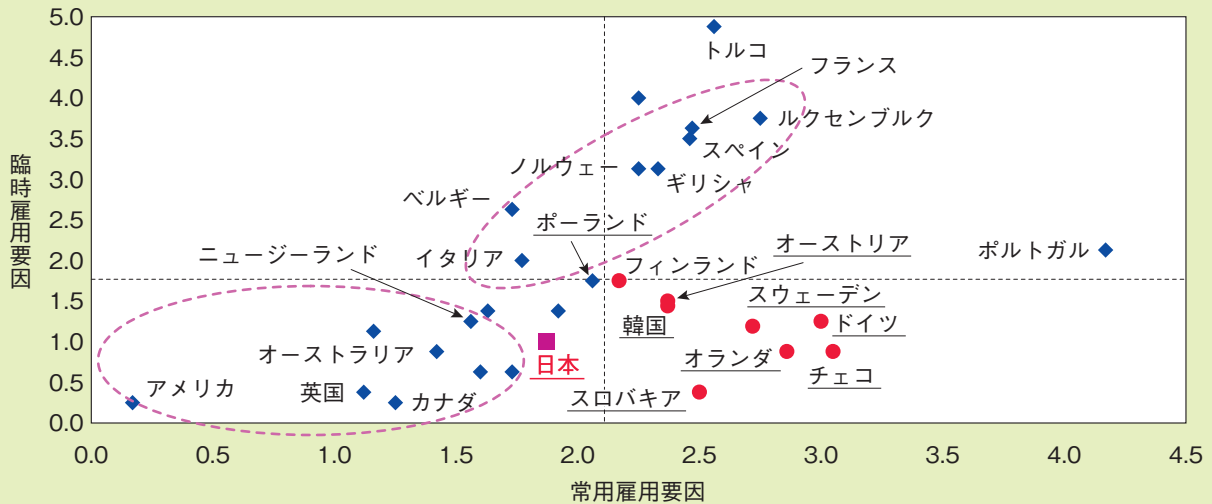
(3) 雇用保護規制、雇用形態と貯蓄

雇用保護規制の度合いや非正規雇用比率が長期失業などのリスクを高めるとした場合、労働者はこれに備える行動をとるはずである。そこで、家計の選択の中でもマクロ的な影響の大きい貯蓄行動に焦点を当て、実態を調べてみよう。最初に、これまでの流れに沿って国際比較

第3-1-15図 常用雇用と臨時雇用の保護程度の差と失業リスク

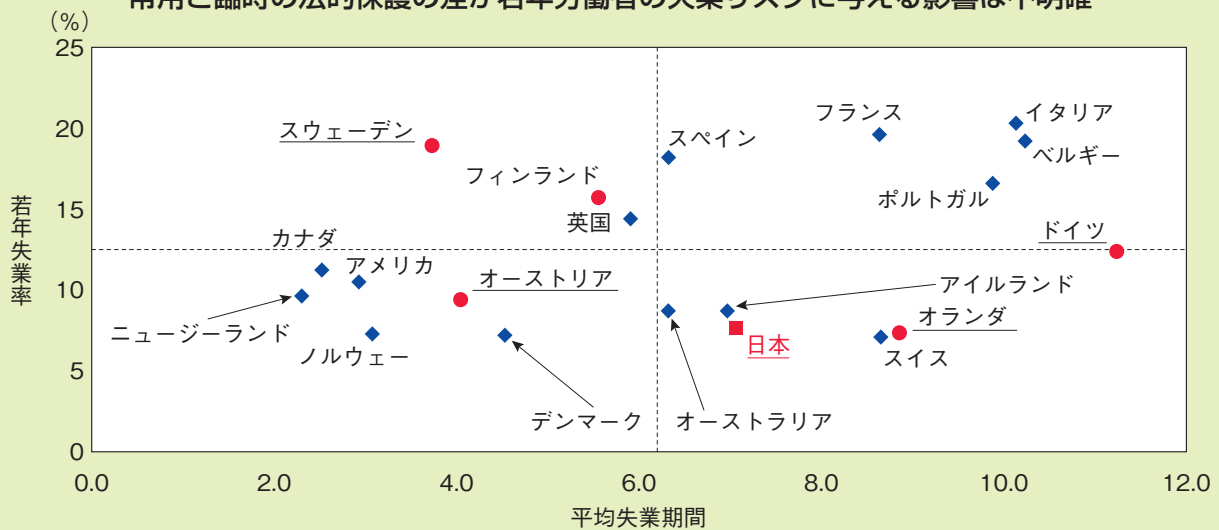
(1) 各国の雇用保護指標の常用雇用要因と臨時雇用要因

アングロサクソン諸国は両方とも低く、大陸欧州諸国は両方とも高い



(2) 各国の平均失業期間と若年失業率

常用と臨時の法的保護の差が若年労働者の失業リスクに与える影響は不明確



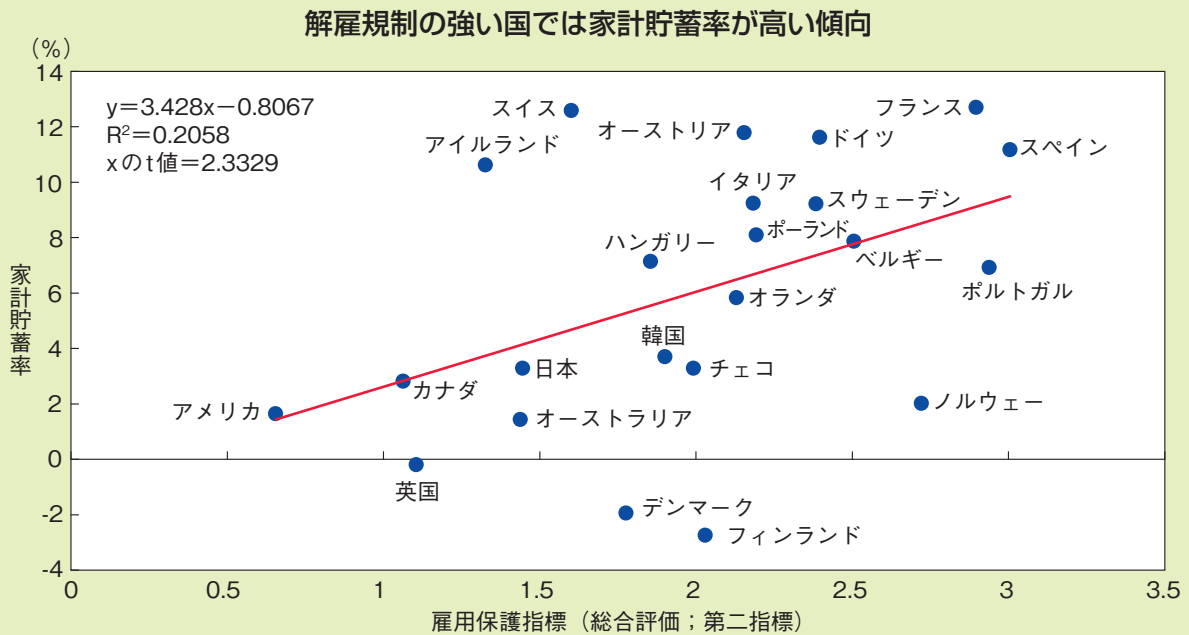
- (備考) 1. OECD “Online OECD Employment database”、“OECD. Stat”、(独) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2009」により作成。
 2. 平均失業期間は2007年の失業期間別失業者比率から内閣府にて試算。計算方法は、失業期間別に1か月未満を0.5、1~3か月を2、3~6か月を4.5、6~12か月を9、1年以上を18とし、それぞれの割合を乗じ、合算。
 3. 雇用保護指標は2008年、若年失業率は2007年の値を使用。
 4. ●の諸国は、常用雇用要因が高い一方、臨時雇用要因が低く、両要因に差が見られる国を表している。なお、常用雇用要因が低く、臨時雇用要因が高いベルギーとイタリアの2か国は、両要因とも高い国とみなした。
 5. 図表上のラインは対象国平均。

データから推論し、次に、国内のデータに基づいて検証する。

●雇用保護規制の厳しい国は貯蓄率が高い傾向

まず、各国の雇用保護指標と家計貯蓄率をプロットしてみよう(第3-1-16図)。その結果、雇用保護規制の度合いが厳しいほど、家計の貯蓄率が高いという関係が浮かび上がる。

第3-1-16図 雇用保護規制の度合いと家計貯蓄率



(備考) 1. OECD “Online OECD Employment database”、“OECD. Stat”、“Economic Outlook 2008”により作成。
 2. 家計貯蓄率は2007年、雇用保護指標は2008年の値を使用。
 3. 回帰式の雇用保護指標の係数は、1%有意であった。

アメリカやカナダといったアングロサクソン諸国は家計貯蓄率、雇用保護指標双方とも低くなっており、ドイツやフランスといった大陸欧州諸国は両者とも高いグループを形成している。日本や韓国といった諸国はその中間に位置している。これは、これまで見てきたとおり、非正規雇用比率や失業期間によるグループ分けと一致している。

いうまでもなく、家計の貯蓄率は高齢化の進展、各国における家計の選好など様々な要因に影響を受けるが、労働市場の制度的要因もその一つである可能性が示唆される。具体的なメカニズムとしては、雇用保護が強い国においては、失業が長期化するリスク、あるいは低所得が長期化するリスクが高いため、そのバッファとして予備的貯蓄が多めになされることが考えられる。

●世帯主が非正規雇用者である家計は貯蓄率が高い傾向

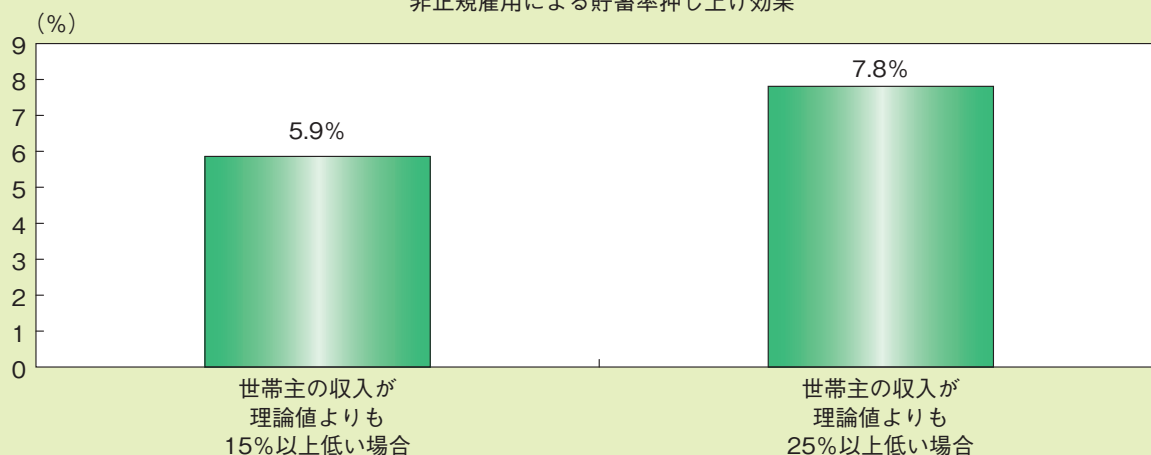
これまで見てきた非正規雇用の増加は、ミクロの家計レベルで調べると、どのような影響を各家計に及ぼしているだろうか。

ライフサイクル仮説によれば、家計消費はその家計が生涯に獲得できる所得に依存して決定される。このため、ある程度将来の所得や支出を予想できる状況下であれば、家計は消費を長期にわたり均して行うため、毎期の消費は大きく変動しないはずである。しかし、家計が仮に将来の所得や支出の不確実性に直面すれば、それ以降の期の消費を抑制し、貯蓄を積み増すことで将来の不確実性に備えようとするはずである。この追加的に積み増される貯蓄が「予備的貯蓄」である。

第3-1-17図 非正規雇用が家計に与える影響

世帯主が非正規雇用者と見られる世帯ほど貯蓄率が高い

非正規雇用による貯蓄率押し上げ効果



- (備考) 1. 総務省「家計調査(貯蓄・負債編)」の特別集計により作成。
 2. 二人以上の世帯のうち、世帯主の年齢が25~40歳の勤労者世帯について貯蓄関数を推計し、賃金関数の推計値より作成した非正規雇用ダミーに係る係数を図示した。詳細は付注3-1及び付図3-4参照。
 3. 図左は実際に受け取った世帯主の収入が理論値よりも15%以上低い場合、図右は実際に受け取った世帯主の収入が理論値よりも25%以上低い場合に、当該世帯主を非正規雇用者とみなしたものの。この基準によると、それぞれ世帯主の3割(図左)及び2割(図右)が非正規雇用者とみなされる。
 4. 推計対象世帯の貯蓄率の平均値は21.6%。

具体的に非正規雇用が家計貯蓄に与える影響について、総務省「家計調査」の個票データを用いて検証してみよう(第3-1-17図)。家計調査では、世帯主の雇用形態の質問は行っていないため、本節の冒頭でも見たとおり非正規雇用者の賃金が相対的に低い水準にとどまることに着目し、世帯主の属性等から得られる理論的な賃金を相当程度下回る賃金を得ている者を非正規雇用者と仮定する。推計結果によれば、非正規雇用者が世帯主である家計(世帯主年齢25歳から40歳)においては、こうした行動を否定することはできず、相対的に貯蓄率が高くなる傾向が見られた。これは、非正規雇用が、個別の家計レベルにおいても、ある程度将来の所得リスクとして認識され、消費を抑制する行動を招いている可能性があることを示している。

3 雇用形態の変化と雇用調整

本節の最後では、労働市場の構造変化が雇用の調整速度にどのような影響を及ぼしたかを考える。

(1) 雇用調整速度とその決定要因

日本を含むOECD諸国について雇用調整速度を推計した上で、その結果を非正規雇用比率や雇用保護規制の度合いとの対比で評価する。